

「学校いじめ防止基本方針」

成田市立本城小学校

（令和5年4月1日改訂）

目 次

1	いじめの定義	1
2	基本理念	2
(1)	いじめの禁止	2
(2)	方針	2
3	いじめ防止等の対策のための施策	3
(1)	いじめ防止等の対策のための組織	3
(2)	いじめの未然防止	4
(3)	いじめの早期発見	6
4	いじめを認知した場合の対応	7
(1)	報告連絡体制	7
(2)	事実確認と報告	7
(3)	いじめ被害者及び保護者への対応	8
(4)	いじめ加害者及び保護者への対応	8
(5)	傍観者への指導	9
(6)	その他	9
5	重大事態への対処	9
(1)	重大事態の基準	9
(2)	発生の調査報告	10
(3)	調査結果を踏まえた必要な措置	11
6	年間計画	12
7	学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価	13
(1)	公表	13
(2)	学校評価等	13
(3)	基本方針の見直し	13

[参 考]

いじめ防止対策推進法

国のいじめ防止基本方針

生徒指導提要

文部科学省 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

国立教育政策研究所 いじめのない学校づくり 基本方針策定 Q&A

千葉県教育委員会 学校いじめ防止基本方針策定の手引き

成田市いじめ防止対策基本方針

成田市いじめ問題対応マニュアル

成田市立本城小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第二条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係があることを指すものとする。

「心理的又は物理的な影響を与える」具体的ないじめの態様には以下のようなものがあるが、いじめには多様な態様があることを鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・インターネットやSNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

なお、いじめの認知は、単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過ごしたりすることのないようにするとともに、特定の教職員のみによることなく、「生徒指導委員会（いじめ防止対策会議）」を活用して行う。

2 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、以下の基本的な考え方に立ち、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

- 1 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童等の心身に及ぼす影響や、その他のいじめ問題に関する児童等の理解を深めること。
- 2 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識をもち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- 3 「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服すること。

(1) いじめの禁止

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組みながら自己実現ができるようにするために、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として取り組むものとする。

また、いじめそのものだけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりすることや「傍観者」として見て見ぬ振りをすることも行われなくなるようにする。

(2) 方針

子どもは、人と人との関わり合いの中で自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと成長することができる。

しかし、ひとたび子どもの生活の場にいじめが起きれば、その場は子どもの健やかな成長のための居場所ではなくなり、将来に向けた希望さえも失わせることになる深刻な影響を与えるものとなることを認識し、以下の基本的な考えに立って、いじめ防止等の対策を講ずるものとする。

3 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称

生活指導推進委員会

生徒指導委員会（いじめ防止対策会議）

イ 役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

- ・学校基本方針の策定・検証・修正
- ・学校基本方針に基づく取組の実施・検証・修正
- ・年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・情報（いじめの疑いに関することや児童の問題行動に関すること等）の収集と記録，共有
- ・緊急会議の開催（いじめの疑いに係る情報があった時）による情報の迅速な共有，事実関係の聴取，指導や支援体制，対応の方針決定，保護者との連携等の対応
- ・「重大事態の調査」の母体組織

ウ 組織の構成

①全体構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・教育相談担当教員・人権担当教員・養護教諭・教育相談員・PTA 会長・学校評議員・スクールカウンセラー・警察・学校医等

②日常的業務の協議（事務局）

教頭・生徒指導主任・ブロック別生徒指導担当教員・教育相談担当教員・人権担当教員・養護教諭

③緊急会議（いじめの疑いに係る情報があった時）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・担任等関係教員・教育相談担当教員・人権担当教員・養護教諭・その他必要に応じて，教育相談員・PTA 会長・学校評議員・スクールカウンセラー・警察・学校医等

エ 活動内容

定例会議

- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・学校基本方針及び生徒指導年間計画の策定に関すること
- ・学校基本方針及び年間計画に基づく取組の検証や見直しに関すること

緊急会議

- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・重大事態への対応に関すること

オ 開催回数及び開催日

年間24回（毎月第2木曜日、第3月曜日）【定例会議】

その他緊急会議（いじめの疑いに係る情報があった時・重大事態発生時）

（2） いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本的考えとして、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを目指す。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払って指導に当たる。

ア 未然防止に資する取組

① 生徒指導の充実（含む人権）

共通指導5項目（まき・5項目）を設定し、基本的生活習慣の向上を学校・家庭・地域で行う。また、人権感覚の向上と、いじめゼロを目指した取り組みを学校全体で行う。

② 自己有用感を高める学級づくり

日々の授業や行事を通して望ましい人間関係を築くとともに、「活躍の場面」「互いを認め合うことができる場面」を積極的に設定し、児童自らが自己肯定感や自己存在感を感じ、「誰もが価値ある存在」であることを実感できる学級経営、集団づくりを推進する。

③ わかる授業づくり

生徒指導の機能を生かした授業づくりを展開し、児童自ら学ぼうとする意欲をもたせ、学ぶ楽しさや成就感を味わわせる。

→自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育成する。

④ 規範意識の醸成

授業におけるチャイム着席の習慣や正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方等の規律とともに、廊下歩行やあいさつ等学校生活全般における規律について、児童自らが意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育む。年度初めに「本城小のきまり」を児童と保護者に配布し、各学級に掲示をすることで共通理解・共通指導を図る。

⑤ 道徳教育の充実

道徳の時間の指導内容を重点化し、日頃から計画的に「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」等の内容を充実し、児童の心に響く道徳の時間となるよう工夫・改善を図る。指導に際しては、教え込むのではなく、自分自身を振り返らせること、自分を見つめさせることができるようにする。

	<題材(資料)>	<価値>
具体例	1年生…「なかなおり」	友情・信頼
	2年生…「たかしくんも いっしょに」	公正・公平
	3年生…「悪いのはわたしじゃない」	公正・公平
	4年生…「仲間だから」	友情・信頼
	5年生…「だれかをきずつける機械ではない」	公正・公平
	6年生…「ひきょうだよ」	公正・公平

⑥ 体験活動の充実

自然体験活動・社会体験活動・交流体験活動を組み合わせながらいろいろな経験をさせることで、社会性や豊かな人間性を育む。

具体例	1年生…「アサガオの栽培」「校外学習」
	2年生…「野菜の栽培」「町探検」「校外学習」
	3年生…「大豆の栽培」「校外学習」
	4年生…「福祉教育」「校外学習」
	5年生…「自然教室（小見川少年自然の家）」「校外学習」
	6年生…「修学旅行（鎌倉・箱根方面）」「校外学習」

⑦ コミュニケーション能力の育成

学級での話し合い活動、なかよし班での異年齢交流活動、ボランティア活動等を通じて、他者と深くかかわる体験を多く取り入れ、コミュニケーション能力や問題解決能力等を積極的に育む。

⑧ 児童の主体的な取組

児童自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう、学級での話し合いや代表委員会での話し合いを通して、いじめ0運動を進める。

⑨ 情報モラル教育の充実

インターネットを通じてのいじめの問題に対応して、各教科等の指導の中で、パソコンや携帯電話等の利用に関する危険性や悪用の禁止などの情報モラル教育を、発達段階に応じて計画的に実施する。

⑩ 職員研修の実施

日々の教育活動の中で、児童に対する配慮に欠けた言動がないかを見つめ直し、教職員一人一人の人権意識を高めるとともに、児童に対する共感的理解、多角的な児童理解の能力を高める。

- ・発達課題や障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの海外につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・震災に伴う災害によって避難している児童生徒

⑪ 「いのちを大切にするキャンペーン」の実施

いのちを大切にするキャンペーンの一環として「SOSの出し方教育」を毎年4月に行い、悩んだときの相談する方法を全校で学ぶ。

イ いじめ防止等の啓発活動

① 職員への周知・徹底

教職員に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、全職員に「学校いじめ防止基本方針」「成田市いじめ問題対応マニュアル」の周知・徹底を図る。

② 児童及び保護者への啓発

児童及び保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、常時学校内にポスター等の掲示をするとともに、「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページ、学級懇談会、学校だより等により公表する。また、成田市作成のリーフレットや千葉県作成のリーフレット(いじめ防止啓発リーフレット)を配布するとともに、相談窓口の周知を図る。

(3) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく、判断しにくい形で起きることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知していく。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化やサインを見逃さないようにアンテナを高く保つ。そのための手段として全学級でコミュニケーションノートによる、担任との日記交流を行う。あわせて、定期的な調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ア 定期的な調査と教育相談

① アンケート調査の実施

年間5回（5月・7月・9月・11月・1月）に教育相談を兼ねた「いじめアンケート調査」を実施する。

※県のセクハラ体罰アンケートなども活用する。

② 教育相談の実施

年間2回（6月・12月）教育相談週間を設定し、各担任による全児童に対する教育相談を実施する。

イ 相談体制と相談窓口

① 教育相談週間以外での児童からの相談に対しては、最優先で親身になって対応するとともに、個人で判断することなく、情報を生徒指導委員会に報告し、組織的対応を図る。

② 普段から児童の些細な変化に気付き、気になる情報を得た時には、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモし、その情報を集約し、生徒指導委員会では対応を協議する。

③ 常設の「心の相談箱」を1F廊下に設置し、教育相談担当が毎日確認し、相談があった場合には生徒指導委員会に報告し、対応を協議する。

- ④ 保護者や児童に対して、懇談会や学校だより等を通じて、学校・市・県・その他の相談機関・相談窓口に関する情報を定期的に提供し、周知を図る。

・「千葉県子どもと親のサポートセンター」(TEL: 0120-415-446)

・「24時間子供SOSダイヤル」(TEL: 0120-0-78310)

・「子どもの人権110番」(TEL: 0120-007-110)

ウ 教職員の資質向上

- ① 県教育委員会や市教育委員会主催の教育相談や道德教育に関する研修に職員を計画的に参加させ、資質の向上を図る。
- ② 成田市いじめ問題対応マニュアルを活用した事例研修や資料2「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の実施等により、早期発見のための資質向上を図る。

エ インターネットやSNSを通して行われるいじめの対策

- ① 県教育委員会や市教育委員会主催の情報教育や生徒指導に関する研修に職員を計画的に参加させ、インターネットやSNSを通して行われるいじめ防止等の対策や情報モラルに関する資質の向上を図る。
- ② 成田市教育委員会と連携し、「ネットパトロール」の情報をもとに、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ③ 情報モラル教育の充実・情報の提供
- 児童に対する情報モラル教育の講演会を行うなど充実を図るとともに、保護者に対して定期的に情報提供や注意喚起を図り、インターネットを通して行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように必要な啓発活動を行う。また、必要に応じて関係機関と連携して指導・対応に当たる。

4 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制

ア いじめやいじめの疑いがある行為が発見された場合は、一人の教員が抱え込むことなく、すみやかに学年主任及び生徒指導主任に報告する。

イ 報告を受けた学年主任及び生徒指導主任は、その旨を管理職に報告し、生徒指導委員会の開催を提起する。

※教職員がいじめの情報を得ながら、校内の対策組織等に報告せず、いじめに係る情報を抱え込んだ場合、いじめ防止対策推進法の規定に違反するため、報告体制をしっかり整えておく。

(2) 事実確認と報告

ア 生徒指導委員会は、集約した情報を基に協議をし、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の確認を行う。

イ 生徒指導委員会は、いじめとして対応すべき事案と判断した場合には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対して適切な指導が施されるよう、問題の解消に向けた対応策並びに対応の中核となるチームの構成について協議する。

ウ いじめとして対応すべき事案と判断した場合には、校長は、事実関係及び学校としての対応方針、具体的な対応策等について、すみやかに成田市教育委員会に報告する。

エ 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合やいじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、成田市教育委員会と連絡を取り、警察と相談して対処する。

オ 事態が切迫し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある緊急の場合には、直ちに警察に通報し、その旨を成田市教育委員会に報告する。

(3) いじめ被害者及び保護者への対応

ア いじめられた児童に対し、自尊感情を高めることに留意しながら、事実関係の聴取を行う。その際、個人情報、プライバシーの保護に十分留意する。

イ 学校は、いじめられた児童の保護者に対し、迅速に事実関係を伝える。当該児童及び保護者に対しては、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去することに努める。また、事実確認により判明した情報や問題解決に向けた指導の状況など、保護者に対して適切に提供する。

ウ いじめられた児童にとって信頼できる教職員・友人・家族・地域の人等と連携し、当該児童に寄り添い、支える体制をつくる。

エ 必要に応じて、教育相談員やスクールカウンセラー等の心理や福祉の専門家や教員経験者・警察官経験者など外部の専門家の協力を得て、当該児童の心のケアや落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

オ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、保護者との連携のもと、当該児童を見守り、適切な支援を行う。

カ いじめの解消について

①いじめに係る行為が止んでいること

・解消の目安として、心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる期間が3か月以上を有するものとする。

②本人及び保護者へ面接で確認すること

・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) いじめ加害者及び保護者への対応

ア いじめたとされる児童に対し、事実関係の聴取を行う。いじめが認知された場合には、生徒指導委員会による組織的な対応、また、必要に応じて教育相談員やスクールカウンセラー等の心理や福祉の専門家や教員経験者・警察官経験者など外部の専門家の協力を得て、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。

イ 学校は、いじめた児童の保護者に対し、迅速に事実関係を伝える。保護者に対しては、事実に対する理解を得た上で、当該児童の健全育成のために、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

ウ いじめた児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。その際、当該児童が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、一方的な指導に陥ることなく、当該児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう

成長を促す目的で行う。その際、個人情報、プライバシーの保護に十分留意する。

エ 必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、成田市教育委員会と連携しながら、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

オ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、保護者との連携のもと、当該児童の健全育成のために、適切な支援を行う。

(5) 傍観者への指導

ア いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもてるように指導する。

イ はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ 上記の指導は、年間計画に位置付けられた取組を利用できる場合にはその機会に、そうでない場合は、臨時の学級会や学年集会等により迅速に行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるとともに、全ての児童が集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(6) その他

＜インターネットや SNS を通して行われるいじめへの対応＞

ア インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

イ 上記の措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第二十八条により、

- | |
|--|
| <p>一 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|--|

とする。

「いじめにより」とは、上記に規定する児童の状況に至る要因が、当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

一の「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

二の「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、単なる日数のみでなく、個々の児童の状況を踏まえて判断する。

(2) 発生の調査報告

ア 調査組織の招集

- ① 重大事態が発生した場合には、直ちに成田市教育委員会に報告し、市教育委員会を通じて市長に報告する。
- ② 学校が主体となって調査を行うことになった場合は、校内に調査組織を立ち上げる。
- ③ 校内の調査組織は、生徒指導委員会を母体とし、必要に応じて、弁護士や精神科医、学識経験者等を加える。なお、学校外の構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、利害関係を有しない第三者を当て、当該調査の公平性・中立性が保たれるよう考慮する。
- ④ 成田市教育委員会が主体となって調査を行うことになった場合は、生徒指導委員会を中核として、当該調査への協力と情報提供を積極的に行う。

イ 事実関係を明確にするための調査と報告

- ① 校内調査組織は、成田市教育委員会からの指導・支援を受けながら、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- ② 調査は、いたずらに因果関係の特定を急いだり、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等へ対応を直接の目的としたりするのではなく、客観的な事実関係を速やかに明らかにし、その事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
- ③ いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合は、当該児童から十分に聴き取りを行う。その際、当該児童の事情や心情を聴取し、当該児童を守ることを最優先するとともに、状況に合わせた継続的なケアを十分に行う。
- ④ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、その心情に配慮しながら十分な説明・協議をしたうえで調査に着手する。
- ⑤ いじめた児童に対しては、即時当該行為をやめさせ、事実関係の聴取を行う。その際、一方的な取り調べに陥ることなく、当該児童に自らの悪質な行為を振り返らせ、客観的な事実が明確になるように行う。
- ⑥ 在籍児童や教職員に対しては、質問紙調査と聞き取り調査を行う。その際、情報を提供した児童がその後の学校生活を送りづらくなることのないように、また、個

別事案が広く明らかになり、当該児童の学校復帰が阻害されることのないように、調査方法や情報の管理に十分留意する。

- ⑦ 調査は客観的事実に向き合うことを第一とし、不都合な事実を避けたり、隠蔽したりすることのないようにする。
- ⑧ 調査の結果については、直ちに成田市教育委員会に報告する。いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、当該児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

ウ 保護者等への情報提供

- ① 校長は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。また、必要に応じて、臨時の保護者会を開催し、当該学年又は全校の保護者に対して説明及び情報提供の機会を設ける。
- ② 情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはしない。

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

- ① 調査結果をもとに、必要に応じて、成田市教育センター、千葉県子どもと親のサポートセンター、児童相談所、警察署等の関係機関と連携をとり、必要な措置を行う。
- ② 関係機関との連携に当たっては、成田市教育委員会からの助言・支援を受ける。

イ 再発防止

- ① 調査結果の分析を踏まえ、生徒指導委員会を中心に再発防止策を立案し、当該事案の再発はもちろんのこと、同種の事態の再発も起きないように、防止策の実行に取り組む。
- ② 当該児童又は保護者が就学校の指定の変更や区域外就学等を希望する場合には、成田市教育委員会に相談する。

ウ その他

- ① 重大事態が発生した場合には、当該児童はもとより、学校全体の児童や保護者、地域に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりすることが考えられる。学校は、全力を挙げて児童・保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻す策を講じるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシー保護に努める。
- ② 学校における調査結果の報告後、成田市教育委員会が再調査を行う場合には、生徒指導委員会を中核として、当該再調査への協力と情報提供を積極的に行う。

6 年間計画

	学校行事	いじめ防止
4 月	・入学式 ・授業参観，保護者会 ・地区訪問 ・「いじめ防止啓発リーフレット」配付・活用	・学校間，学年間の情報交換 ・「本城小のきまり」「まき・5 項目」の確認・掲示・配付 ・いじめに関わる共通理解(職員・児童・保護者) ・保護者会での「いじめ防止対策についての説明」(いじめ防止啓発リーフレット配付) ・S O S の出し方教育の実施
5 月	・1 年生を迎える会 ・まきのご集会 ・なかよし班活動 ・3 年校外学習	・「1 年生を迎える会」を通した異学年間の人間関係づくり ・学校生活アンケートの実施 ・なかよし班活動を通した異学年間の人間関係づくり (年間を通して実施) ・3 年生校外学習を通した人間関係づくり ・職員研修 ・いじめ対策会議（定例会議）
6 月	・教育相談期間 ・学級対抗リレー大会 ・2 年校外学習 ・5 年自然教室(宿泊)	・定期教育相談（児童面談） ・リレー大会を通した人間関係づくり ・2 年生校外学習を通した人間関係づくり ・5 年生自然教室を通した人間関係づくり ・いじめ対策会議（定例会議）
7 月	・4 年生校外学習 ・個人面談	・4 年生校外学習を通した人間関係づくり ・保護者からの情報収集 ・学校生活アンケートの実施 ・いじめ対策会議（進行状況の確認）
8 月		・職員研修 ・マロニエ研修会
9 月		・職員研修 ・学校生活アンケートの実施 ・いじめ対策会議（夏期休業明けの児童の状況確認）
10 月	・運動会 ・2 年校外学習	・運動会を通した異学年間の人間関係づくり ・2 年生校外学習を通した人間関係づくり ・いじめ対策会議（定例会議）
11 月	・授業参観 ・まきのご校外学習 ・1 年校外学習 ・4 年校外学習 ・5 年校外学習 ・6 年校外学習 ・校内マラソン大会	・学校生活アンケートの実施 ・まきのご校外学習を通した人間関係づくり ・1 年生校外学習を通した人間関係づくり ・4 年生校外学習を通した人間関係づくり ・5 年生宿泊学習を通した人間関係づくり ・6 年生宿泊学習を通した人間関係づくり ・マラソン大会を通した異学年間の人間関係づくり ・いじめ対策会議（定例会議）

12月	・教育相談期間 ・歌声交流発表会 ・3年校外学習 ・6年校外学習	・定期教育相談（児童面談） ・音楽集会を通した異学年間の人間関係作り ・3年生校外学習を通した人間関係づくり ・6年生校外学習を通した人間関係づくり ・いじめ対策会議（定例会議）
1月	・昔の遊び ・3年校外学習	・昔の遊びを通した異学年間の人間関係づくり ・3年生校外学習を通した人間関係づくり ・いじめ対策会議（冬期休業明けの児童の状況確認）
2月	・6年生を送る会	・6年生を送る会を通した異学年間の人間関係づくり ・いじめ対策会議（定例会議）
3月	・授業参観 ・保護者会 ・卒業式	・保護者会での保護者からの情報収集 ・いじめ対策会議（評価） ・いじめに関する調査・分析・見直し ・引き継ぎ情報の整理，作成 ・月末定期アンケート・児童面談

7 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

（1） 公表

本基本方針は，学校ホームページ・学校だより等の媒体を通じて，また，PTA 総会や学校評議員会議，学級懇談会，入学説明会等の機会を通じて，広く保護者に公表する。

（2） 学校評価等

年度末に，教職員に対して実施する成田市いじめ問題対応マニュアル資料3「いじめ問題への取組についてのチェックリスト（学校用）」及び3学期の児童のいじめアンケートの結果を分析し，本基本方針に基づくいじめの未然防止，いじめの早期発見，いじめへの対応等が適切に行われているか，その取組状況について適正に評価を行う。

（3） 基本方針の見直し

上記（2）の結果並びに保護者や学校評議員の意見等を踏まえ，生徒指導委員会において PDCA サイクルで検証・協議を行い，適切に見直しを図るものとする。

平成26年2月28日 策定
平成27年4月30日 改訂
平成28年4月14日 改訂
令和2年4月 3日 改訂
令和3年4月 5日 改訂
令和4年4月11日 改訂
令和5年4月 1日 改訂